

令和7年度福祉就労強化事業委託業務 仕様書（案）

1 業務等の目的

障がい者就労継続支援事業所等の利用者の工賃向上のため、地域連携促進コーディネーター等を配置し、事業所に対する助言、企業等との連携や事業所間の連絡調整などを行い、事業所が行う生産活動の拡大等の取組を支援する。

2 業務等の実施場所

県内一円

3 業務等の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務等の内容

(1) 地域連携促進コーディネーターの配置

ア 配置の目的

地域性や事業所の特色に応じた個別の相談に加え、地域の企業等と事業所間の連携促進等の支援を行い、地域のニーズに応じた事業展開などを通じて、事業所の工賃アップを図る。

イ 求められる視点

企業等の経営手法を熟知し、事業所にその手法をアドバイスできる者であって、地域の企業等と連絡調整能力を有すること

ウ 業務内容

(ア) 工賃向上計画（※注）の実行上のアドバイスを行う。

（※注：平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針（最終改正：令和6年3月29日付け障発0329第42号同部長通知）」に示された事業所等が作成する計画。以下同じ。）

(イ) 経営内容や作業内容を把握し、工賃アップに向けたアドバイスを行う。

(ウ) 事業所間の連携を促進するとともに、連携を前提とした事業を企画する。

(エ) 企業等を訪問し、ニーズや課題の把握等を通じて、事業所の業務受注の開拓を支援するほか、自主製品の販路開拓支援や施設外就労の開拓支援を行う。

(オ) 企業等との業務取引などに関するコーディネートを行う。

(カ) 企業等と事業所間のネットワークを構築し連携を図る。

(キ) その他工賃アップに関する支援を行う。

(ク) 上記の(ア)から(キ)の業務は、事業所が主体的に工賃アップに取り組むことができるようにする観点から行う。

エ 配置人数、配置か所等

(ア) 原則として、地域連携促進コーディネーターを4人以上配置する。

(イ) 配置地域は、以下の例を参考に、支援が広く行き届くよう工夫する。

【例】東信地区（佐久・上小圏域）、南信地区（諏訪・上伊那・飯伊圏域）、中信地区（木曾・松本・大北圏域）及び北信地区（長野・北信圏域）等、地区ごとに1人
※各地区1名以上はコーディネーターを配置すること。

(ウ) コーディネーターの活動が円滑かつ効率的にできるように配置すること。

（在宅勤務等を柔軟に活用すること。）

(エ) 原則として、委託期間内は常に配置する。

(オ) 地域連携促進コーディネーターは、年度当初に目標を設定して取り組むものとする。

(2) 福祉就労コーディネーターの配置

ア 配置の目的

共同受注に係る取組及び福祉就労強化事業全体を効果的に推進するための企画、調整を行う。

イ 求められる視点

共同受注のための事業所等の職員、関係機関等との連携・調整能力のほか、セミナー等の企画力があること。

ウ 業務内容

(ア) 福祉就労強化事業全体の企画、調整を行う。

(イ) 大規模イベントでの販売や大量の作業の受注等、事業所単独では実施困難で、広域での複数事業所の共同実施がより効果的である各種事業を企画、調整する(共同受注、共同販売業務強化支援)。

(ウ) 共同受注窓口における情報提供体制の構築を図るため、関係者による協議会を運営するなど、共同受注窓口の強化を行う。

(エ) 地域連携促進コーディネーターの活動に対して、必要に応じてアドバイスを行う。

(オ) 次の(3)に記載する事業の企画、調整及び運営等を担当する。

エ 配置人数等

(ア) 原則として、1人以上の福祉就労コーディネーターを配置する。

(イ) 原則として、委託期間内は常に配置する。

(ウ) 福祉就労コーディネーターは、年度当初に目標を設定して取り組むものとする。

(3) 工賃向上のための講習会・セミナーの開催

ア 民間の専門技能活用支援事業(小規模講習会の開催)

県内外において、先駆的な取組を行なっている民間の専門技能を有する多様な人材を事業所のニーズに応じて派遣し、又は講座を設けるなど、経営改善や工賃アップに向けた取組の実践を支援する(詳細は、別紙1「民間の専門技能活用支援事業」のとおり)。

イ 工賃アップのためのセミナーの開催等(大規模講習会の開催)

(ア) 目的

工賃向上のため、事業所職員がその意義、経営改善等の手法、生産活動における品質の確保等を学ぶ機会を設ける。

(イ) 対象者

事業所の管理職にある者及び直接支援にあたる職員等

(ウ) 実施方法

講演、シンポジウム、現地視察等

(エ) 実施内容

対象者別に内容を変えるなど工夫する。なお、以下の例を参考に実施する。

- ・工賃向上の目的や取組について事業所職員が共通認識を持つための手法
- ・企業的な経営手法や経営改善のための手法
- ・生産活動に係るICT機器等の効果的な活用方法
- ・インターネットやSNS等を活用して事業を実施するための手法 等

(オ) 開催回数

2回以上とする。

(カ) 参加事業所数の目標

1回当たり50事業所以上

5 業務等の実施体制

- (1) 福祉就労強化事業全体を総括し、事業を効果的に推進するための企画、調整機能を有する拠点を県内の1か所に設置すること。なお、この役割を担う福祉就労コーディネーターは、当該拠点に配置すること。
- (2) 必要に応じて、関係機関（就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業者や障がい者総合支援センター、行政機関等）と連携すること

6 委託者との協議及び委託者への報告に関する事項

- (1) 受託者と委託者は、必要に応じて、業務等の取組に関する内容・手法等に関して協議を行うものとする。
- (2) 業務等の内容又は仕様書に定めのない事項に関して疑問が生じたときは、その都度協議するものとする。
- (3) 受託者は一月の業務が終了する毎に、業務に関する報告を行うこと。
- (4) 上記の協議・報告及び情報の共有のため、定期的な打合せ会議を行う（会議の開催頻度や日程等は双方協議の上決定する）。

7 業務等に要する経費の限度額

22,725,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

8 その他業務等の実施のために必要な事項（事業の対象となる事業所等）

- (1) 福祉就労強化事業の対象となる事業所等は、『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（最終改正 令和6年3月29日付け障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとし、原則として就労継続支援B型事業所とする。
ただし、本事業の国庫補助事業である工賃向上計画支援等事業の実施要綱に記載のある、就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所に限る。）、生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち工賃向上計画を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所についても対象とすることができる。
- (2) 4（3）の対象となる施設等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項第1号から第2号で規定する団体等も対象とする。

民間の専門技能活用支援事業仕様書(案)

事業内容	対象経費
<p>県内外において、先駆的な取組を行っている等、民間の専門技能を有する多様な人材を下記の基準により事業所の要請に応じて派遣する。</p> <p>1 単独の事業所に対して派遣する場合の基準 工賃向上計画に基づき工賃アップに取り組む事業所に対する派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数 1回 ・派遣に要する経費負担 1回あたり 47,000円（上限額の目安）※ <p>※予算の範囲内で、別に設定することができるものとする。</p> <p>2 複数の事業所が連携して行う事業に対して派遣する場合の基準</p> <p>(1) 連携プロジェクト（一般） 運営法人を異にする事業所が、3施設以上で連携して行う工賃アップにつながる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数 1回※ ※ただし、1において1回派遣を受けていても派遣可能。 ・派遣に要する経費負担（上限額の目安） 1回あたり 94,000円 <p>(2) 連携プロジェクト（特別） 特に効果が期待できる連携事業に対しては別途協議し、予算の範囲内で支援を行う。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容又は仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。 ・工賃アップのためのセミナーの講師を専門家と派遣するなど、相互連携を図るものとする。 	<p>専門技能を有する者を事業所に派遣し、助言、指導等を行うのに要する次の経費</p> <p>報償費、旅費、需用費（教材及びサンプル費）、賃借料及び使用料</p>